

- (2) 水産関係団体については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 国庫補助事業・単独県費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 漁港・海岸の占用料については、合併時に観音寺市の例により統一する。

23-18 商工観光事業関係

- 1 商工業の融資等については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 小口融資制度については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
 - (2) 市町単独事業については、合併時に観音寺市の例により統一する。
 - (3) 中小企業融資審査委員会については、合併時に再編統一する。
- 2 商工業の振興については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 商工会、商工会議所については、将来の統合に向けて検討が行われるよう調整に努める。
 - (2) 商店街等活性化促進事業については、新市において観音寺市の例により実施する。
 - (3) 企業振興奨励金制度については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 3 中心市街地活性化事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 観光事業については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 観光協会については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
 - (2) イベント関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

23-19 建設事業関係

- 1 道路認定については、合併時に再編統一する。
- 2 国庫補助事業・単独県費補助事業等道路新設改良事業については、継続事業は新市に引き継ぎ、新規事業は新市において調整する。
- 3 急傾斜地崩壊防止対策事業については、合併時に再編統一する。

- 4 道路の維持管理については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 5 道路占用料については、合併時に再編統一する。
- 6 河川の維持管理については、継続事業は新市に引き継ぎ、新規事業は新市において調整する。
- 7 法定外公共物関係については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編統一する。
- 8 港湾・海岸の管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

23-20 都市計画事業関係

- 1 都市計画区域については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。
- 2 用途地域については、現行のとおり引き継ぎ、新市において都市計画区域の再編と同時に指定、調整する。
- 3 都市計画道路整備計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において都市計画区域の再編と同時に再編調整する。
- 4 都市計画マスタープランについては、新市において新たに策定する。
- 5 都市計画審議会については、新市において新たに設置する。

23-21 公営住宅関係

- 1 公営住宅ストック活用計画については、新市において策定する。
- 2 公営住宅家賃については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 3 収納管理については、合併時に再編統一する。
- 4 改良住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 5 特定公共賃貸住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

23-22 学校教育関係

- 1 幼稚園保育料については、合併時まで統一する。
- 2 預かり保育については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。